

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年8月14日

独立行政法人水資源機構

豊川用水総合管理所長 山本 政彦

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、豊川用水事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 歩掛参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積書の提出等

歩掛参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 歩掛参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。
なお、歩掛参考見積書の様式は問いませんが、【別紙】見積書様式を参考としてください。
- (2) 提出期間：令和7年8月29日（金）から令和7年9月3日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 所長 山本 政彦 宛
【担当】調整課 岡野 佑亮
〒440-0801 愛知県豊橋市今橋町8番地
TEL：0532-54-6516 FAX：0532-54-6526
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はファクシミリ（社印があること）により提出するものとします。

4. 歩掛参考見積内容

(1) 業務基本条件

本業務は、豊川用水施設のうち支線水路以下施設について、地域の農業を取りまく情勢等を踏まえた上、効果的な整備を実施していくための施設の所有・管理の在り方を検討し取りまとめを行うものです。

(2) 業務作業項目、作業内容

【別添】見積仕様書のとおりとします。

(3) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（2）「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

(4) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和7年8月19日(火) から令和7年8月27日(水) まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所：3. (3) に同じ。
- (3) 提出方法：3. (4) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和7年8月29日(金) から令和7年9月3日(水) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 歩掛参考見積書作成及び提出に要する費用

歩掛参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた歩掛参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. 見積有効期限

令和9年3月31日までとします。

10. その他

この歩掛参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた歩掛参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。